

事務連絡
令和2年10月22日

都道府県
各指定都市 子ども・子育て支援新制度担当部局 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長

「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に
係る情報提供について

子ども・子育て支援新制度の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しております。

これに関し、平成30年に成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の国会審議において、参議院厚生労働委員会で「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が可決されました。

このため、昨年度、一昨年度と同様に、今般、厚生労働省から「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(令和2年9月29日付け厚生労働省発社援0929第2号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。)(別添)を発出しているところです。

今般、次官通知を送付するとともに、特に子ども・子育て支援新制度における下記の取扱いについて、できる限り、生活保護基準の見直しの影響が及ばないよう、貴部局において次官通知を確認いただいた上で、適切な御判断・御対応をよろしくお願いいたします。

記

1. 子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額

子ども・子育て支援法施行令第4条第2項において、満3歳未満保育認定子ども(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む)が特定教育・保育施設等を利用した際の、市町村が定める保護者の利用者負担額の上限について規定しており、同項第8号

においては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者及び市町村民税非課税者の利用者負担額の上限として市町村が定める額の上限を 0 円、子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 6 号においては、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者等の利用者負担額の上限として市町村が定める額の上限を引き下げる（第 2 子以降は 0 円）こととされているところ、一部の教育・保育給付認定保護者において、生活保護基準の見直しにより被保護者や要保護者に該当しなくなることが考えられることから、利用者負担額が増額となることが想定されます。この場合であっても、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 22 条第 7 号の規定により、「市町村の長が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者」として、利用者負担額の上限を引き下げることなど、できる限り、生活保護基準の見直しの影響が及ばないように御対応いただくようお願いいたします。

2 . 子ども・子育て支援法第 59 条第 3 号に規定する実費徴収に係る補足給付事業

実費徴収に係る補足給付事業のうち教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助については、国で示している要綱上、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める教育・保育給付認定保護者を対象者として補助がされています。一部の教育・保育給付認定保護者において、生活保護基準の見直しにより被保護世帯に該当しなくなることが想定されますが、「被保護世帯に準ずる者として市町村が認める教育・保育給付認定保護者」として、補助対象とするなど、できる限り、生活保護基準の見直しの影響が及ばないように御対応いただくようお願いいたします。

3 . 子ども・子育て支援法第 59 条第 11 号に規定する病児保育事業の利用料の免除

市町村において定める病児保育事業（病児対応型及び病後児対応型に限る。以下同じ。）の利用料について、生活保護法による被保護者世帯に対し利用料を減免する市町村を支援するため、利用人員に応じた加算の上、交付金を交付しているところ、一部の病児保育事業の利用者において、生活保護基準の見直しにより、被保護者世帯に該当しなくなることが考えられることから、被保護者世帯に係る加算が適用されなくなることが想定されます。この場合であっても、「市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯」については、被保護者世帯に係る加算を適用し交付金の交付を受けることができるので、できる限り、生活保護基準の見直しの影響が及ばないように御対応いただくようお願いいたします。

(別添)生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(令和2年
9月29日付け厚生労働省発社援0929第2号厚生労働事務次官通知)
(参考)子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)(抄)

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部

参事官(子ども・子育て支援担当)付

企画第一係 安藤、倭

T E L 03-6257-1465(直通)

(参考1)

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)(抄)

(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額)

第四条 (略)

2 満三歳未満保育認定子ども(法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育(同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一~四 (略)

五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における教育・保育給付認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 三万円(短時間認定保護者にあつては、二万九千六百元)

六 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における特定教育・保育給付認定保護者(その者又はその者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者その他内閣府令で定める者をいう。))に該当する場合における教育・保育給付認定保護者をいう。次号及び第十四条において同じ。)(同号及び第八号に掲げる者を除く。) 九千円

七 市町村民税所得割合算額が四万八千六百元未満である場合における教育・保育給付認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)。ただし、特定教育・保育給付認定保護者にあつては、九千円とする。

八 次に掲げる教育・保育給付認定保護者 零

イ 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者(法第三十条の四第三号に規定する

市町村民税世帯非課税者をいい、第十五条の三第二項第二号に掲げる者を除く。)である場合における当該教育・保育給付認定保護者

ロ 特定教育・保育のあった月において第十五条の三第二項第二号に掲げる者である教育・保育給付認定保護者

(法第三十条の四第三号の政令で定める場合及び市町村民税を課されない者に準ずる者)

第十五条の三 (略)

2 法第三十条の四第三号の政令で定める地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)を課されない者に準ずる者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は児童福祉法第六条の四に規定する里親である保護者

子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)(抄)

(令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者)

第二十二条 令第四条第二項第六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～六 (略)

七 その他市町村の長が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者